

個人用火災総合保険 2019年10月改定に関するご案内

いつも共栄火災の火災保険をご利用いただきありがとうございます。

さて、2018年度に火災保険の参考純率（※）が改定されたことおよびこれまでの保険金支払実績等を踏まえ、共栄火災では2019年10月以降保険始期の個人用火災総合保険のご契約について、保険料の改定をはじめとする商品改定を実施することといたしましたので、その概要についてご案内いたします。

この商品改定により保険料や補償内容の一部が変更となる可能性もございますので、ご継続のお手続きの際には、今一度ご契約内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後とも共栄火災の火災保険をご愛顧いただけますよう、よろしくようお願い申し上げます。

（※）参考純率とは？

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関である損害保険料率算出機構が参考値として各保険会社に提供している保険純率（保険料のうち保険金に充当する部分）であり、共栄火災を含む会員損保会社の提供データを基に算出されていることから精度が高く、共栄火災をはじめとする多くの会員損保会社が自社の火災保険の保険料を算出する際の参考としています。この参考純率の改定を損害保険料率算出機構が2018年5月に届出したことから、共栄火災も改定後の参考純率をベースに保険料の改定を実施いたします。

1. 保険料の改定

（1）自然災害や水濡れ損害の増加

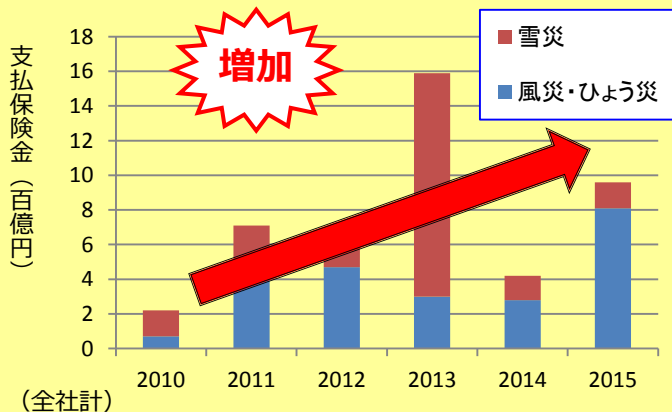
近年、自然災害や水濡れ損害が増加しています。

共栄火災ではこのような状況を考慮して、2019年10月に保険料に関する改定を実施いたします。

改定後の保険料は、都道府県・建物の構造等によって引上げ・引下げとなる場合があります。

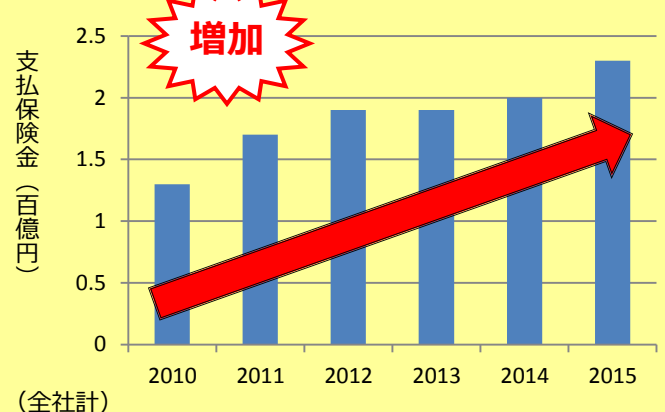
自然災害の増加

2013年度の大規模な雪災（関東甲信に被害）や2015年度の台風15号（九州に被害）などにより、保険金の支払いが増加しています。



水濡れ損害の増加

冬季の凍結や老朽化などで水道管等に生じた事故による水濡れ損害の保険金の支払いが増加しています。



「【火災保険】参考純率改定のご案内（損害保険料率算出機構作成）」より抜粋

（2）建物建築年別料率の導入

個人用火災総合保険の実績では、建物の築年数が経過するほど保険金支払が増加する傾向があります。現在は「建築後10年以内」の建物に対してのみ「新築建物割引」を適用していますが、これを見直し、「建築後10年以内」・「建築後10年超20年以内」・「建築後20年超」（「建築後20年超」には建築年月不明を含みます）の3区分に建物の料率を細分化した「建物建築年別料率」を2019年10月以降保険始期のご契約から新たに導入します。

裏面に続きます

2. 商品の改定

仮修理費用・損害範囲確定費用特約の新設（全件自動付帯）

主契約または建物電氣的・機械的事故特約で補償の対象となる事故によって損害保険金が支払われる場合に発生する次の費用を補償する特約を新設し、2019年10月以降保険始期のご契約に自動付帯します。

① 仮修理費用

大型台風等の自然災害が発生した場合、本修理を行うまでの雨漏り、被害拡大への対策として実施する「仮修理」の費用（例：風災で屋根が破損し、ブルーシートで応急処置を行った費用）

② 損害範囲確定費用

保険の対象が損害を受けた場合にその損害の範囲を確定するために必要な調査費用

（例：風災で破損した屋根の損傷範囲を確定するため、屋根上・屋根裏を調査した費用）

※ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに下記（ア）または（イ）のいずれか低い額を限度とします。

（ア）保険金額×30%（イ）1,000万円

商品改定のご案内とともに、補償内容の拡充についてご案内いたしますので、この機会にぜひご検討ください。

（1）家財の補償のご案内

家具、家電製品などは、建物とは別に家財を対象として火災保険にご加入いただかなければ、火災等による損害が生じても保険金をお支払いすることができません。

共栄火災の個人用火災総合保険には、建物と家財をセットでご契約いただくと家財の火災保険料が5%割引となる建物・家財セット割引があります。ぜひ建物とセットで家財のご契約をご検討ください。

（2）水災補償のご案内

近年、豪雨などの水災による被害が甚大化する傾向にありますが、水災はお住まいの近くに河川や海がなくても起こることがあります。例えば、都市型集中豪雨によって排水管の許容量がオーバーして床上浸水が生じたり、豪雨による崖崩れ、土砂崩れ等が生じたりするケースがありますが、これらはいずれも個人用火災総合保険では「水災」に該当し、保険金支払の条件を満たす場合に保険金をお支払いします。現在の火災保険のご契約内容をご確認いただき、充実した水災補償をご希望される場合には、共栄火災の個人用火災総合保険の水災を補償する契約プラン（1型・2型・3型）をぜひご検討ください。

＜ご参考＞ 個人用火災総合保険の水災の補償内容

台風、暴風雨、豪雨等により発生した洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって建物や家財に損害が生じ、次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。

- ・建物や家財にそれぞれの価額の30%以上の損害が生じた場合
- ・床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により建物や家財に損害が生じた場合

（3）地震保険のご案内

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震保険についても、建物、家財それぞれについてご加入をご検討ください。

※地震保険だけではご契約できませんので、火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。

火災保険のご契約期間の途中からでも地震保険をご契約いただくことができます。

※地震保険の保険料には、建物建築年別料率や建物・家財セット割引は適用されません。



注意

- このご案内は「個人用火災総合保険」の概要をご説明したものです。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

PB017000 (19.10新)
B19-0622-20200704